

相談会対応注意事項①

相談者様へのお願い

令和5年9月14日改定
一般社団法人埼玉県マンション管理士会

1. 確認事項

- ① 相談内容は、分譲マンションの管理に関わるものをお願いします。
- ② 相談時間は、原則として50分間です。
- ③ 録音及び撮影は行えません。
- ④ 本日の相談員に、後日直接、相談したい場合には、一般社団法人埼玉県マンション管理士会の事務局にお電話ください。
- ⑤ 相談会では、1人でも多くの方の相談に対応するために、同一案件に関する繰り返しのご利用は極力ご遠慮をお願いします。
- ⑥ 管理規約、管理委託契約書、管理委託契約に係る重要事項説明書、総会議案書、総会議事録等の相談に係る関係資料のご用意をお願いします。関係資料が無い場合には、助言、指導その他の援助の内容に齟齬が生じたり抽象的な内容になることがありますのでご了承ください。
- ⑦ 助言、指導その他の援助の内容の利用等については、相談者の自己責任においてご利用ください。ご利用によって相談者又は第三者に生じたいかなる損害においても、提携会場自治体及び一般社団法人埼玉県マンション管理士会並びに相談員は一切の責任を負いません。相談者がその全ての責任を負うものとします。
- ⑧ 天災時、その他の事情により、相談が中止又は変更となった場合、それに伴う交通費等の負担は応じかねます。

2. 相談票の相談者プロフィール欄への記入

- ① 匿名での相談はお受けできませんので必ずご記入ください。
- ② 相談者プロフィール事項及び相談内容に関しては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第42条に基づくマンション管理士の秘密保持義務及び一般社団法人埼玉県マンション管理士会の個人情報保護規定に基づき、保護されます。

3. 相談内容の制限

- ① 法令又は公序良俗に反する相談、訴訟中及び調停中の案件はお受けできません。
- ② 他のマンション管理士に相談した案件についてはお受け出来ない場合もあります。
- ③ 相談員との信頼関係を損なうような言動が発生した場合には、相談員の判断により相談を中止します。

以上